

世界にひろがれ 憲法9条



絵 富樫智子

戦争ぜったいいやだから!

東久留米「九条の会」
20周年のつどい・2025

講演・伊藤千尋さん (ジャーナリスト)

日時・10月11日 (土) 14:00~16:00 (開場13:30)

場所・まろにえホール (東久留米市生涯学習センター)

参加費・500円 (学生、障がい者無料)

※駐車スペースが少なくなったため、車でのご来場はお控えください。

お問い合わせ：東久留米「九条の会」事務局 090-6021-3686 (鈴木)

090-6010-2237 (大山)

戦後80年



東久留米「九条の会」ホームページ

世界に広かれ 憲法9条

戦後80年、被爆80年、治安維持法制定100年、安保法制10年、東久留米「九条の会」20年。世界を見ればあちこちで戦争や紛争が起こっています。

80年前、日本は無謀な戦争に敗れ、1946年11月3日には日本国憲法が公布され、翌1947年5月3日に施行、「もう二度と戦争はしない」と誓いました。以降80年間日本は戦争をしていません。このことは紛れもない事実なのです。世界情勢が悪化し、各国は軍備拡大に突き進んでいますが、軍拡はいずれ紛争へと向かう準備に他なりません。

憲法を変えようとする動きを阻止しようと「9条の会」が草の根から誕生しました。ところが現実合わないから憲法を変えた方がいいよと言う人たちがいます、そうでしょうか。日本国憲法は理想かもしれませんが、現実合わないから理想を現実に合わせてではなく、理想に近づけるのが本当ではありませんか。日本国憲法は今最先端の憲法であり、改めて不戦の誓いを確認したいと思います。



■ 伊藤千尋 (いとう・ちひろ) さん プロフィール

ジャーナリスト。1949年、山口県生まれ。朝日新聞記者として国際報道に携わる。サンパウロ支局長、バルセロナ支局長、ロサンゼルス支局長などを歴任。84カ国を現地取材した。退職後、フリーのジャーナリストとして取材、執筆、講演活動に邁進。「九条の会」世話人、「コスタリカ平和の会」共同代表。

『非戦の誓い「憲法9条の碑」を歩く』(あけび書房)、『コスタリカ』(好文研)、『世界を変えた勇氣』(あおぞら書房)、『13歳からのジャーナリスト』(かもがわ出版)、『連帯の時代 コロナ禍と格差社会からの再生』『瀬とした小国』『9条を活かす日本』(以上、新日本出版社)など著書多数。

日本国憲法 前文

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第二章 戦争の放棄

〔戦争の放棄と戦力及び交戦権の否認〕

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。